

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和２年第２回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和２年３月３１日（火）		
開催時間	午後３時００分 ～ 午後３時２２分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子 委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長		森 太一 教育政策課長
	小坂 裕紀 教育指導課長	宮本 博之 学校運営部長	渡辺 隆史 学校施設課長
	内田 裕司 学校改築担当課長	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	安部 嘉昭 子ども施設入園課長	下河邊 純子 青少年課長	菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長
	秋生 修一郎 地域のちから推進部長	濱田 光良 地域文化課長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	遠藤 鉄也 教育政策担当主任	岡元 健生 教育政策担当係員
	肥高 浩二 管理係長		
欠 席 者	田巻 正義 学力定着推進課長 川口 真澄 待機児対策室長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 古川 弘雄 学校支援課長 上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 門藤 敦良 支援管理課長 臺 富士夫 学校施設整備担当課長 楠山 慶之 教育相談課長 半貫 陽子 学務課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 森田 剛 子ども施設運 市川 保夫 生涯学習振興公社局長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	０名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和 2 年 3 月 3 1 日

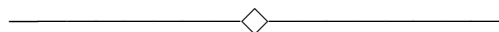
第 2 回足立区教育委員会臨時会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第 2 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に浅井委員、河本委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは日程第 1、第 2 5 号議案を議題いたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 2 5 号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第 2 5 号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元資料 3 ページ、第 2 5 号議案説明資料をご覧ください。

教育委員会事務局の組織改正に伴いまして組織規則の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、子ども施設入園課、待機児対策室長および子ども施設整備課の分掌事務に変更がございましたので、これに対応する内容でございます。

施行年月日は令和 2 年 4 月 1 日からです。新旧対照表を 4、5 ページに付けてございますのでご覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 2 5 号議案についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何

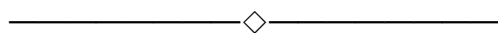
か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第 2 5 号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第 2、第 2 6 号議案および日程第 6、第 3 0 号議案は関連する議案ですので、一括で審議いたしたいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2、第 2 6 号議案「足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 6、第 3 0 号議案「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等を廃止する規則」以上。

○教育長 第 2 6 号議案、第 3 0 号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 私からは、第 2 6 号議案、第 3 0 号議案を一括してご説明いたします。

これらは、この 4 月から足立区の幼稚園教育職員の職が廃止されることに伴い、規則の改正等を行うものです。

まず、説明資料の 7 ページをお開きください。第 2 6 号議案です。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

この規則は、区立学校職員の勤務時間等にかかる事務委任について定めているものですが、第 2 条の職員の定義の中に幼稚園教育職員の定義がされていますので、この記載および関連

する記載を削除いたします。

次に、第30号議案です。説明資料の39ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今回、幼稚園教育職員の職を廃止しますので、幼稚園教育職員のために定めていました一連の規則を廃止いたします。

「2 内容」をご覧ください。（1）足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、（2）足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則、（3）足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則、（4）足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則、その他、（5）以降は管理職手当、地域手当などの各種手当を定めた規則、休職者給与支給に関する規則、教職員調整額に関する規則の全14本でございます。廃止年月日はいずれも令和2年4月1日でございます。

ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第26号議案、第30号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第26号議案「足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」、第30号議案「足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等を廃止する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり議決することにいたします。

○教育長 次に日程第3、第27号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第27号議案「足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第27号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 第27号議案です。説明資料10ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

従来、感染症の予防、患者については、医療に関する法律により、交通の制限を受けた際、給与の減額免除ができるようになっておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染防止において、就業制限や感染を防止するための協力などで休暇を取得した場合でも給与の減額免除ができるように拡大されるものです。施行年月日につきましては、公布の日からとし、令和2年3月2日から適用いたします。

ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第27号議案についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第27号議案「足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

◇

○教育長 次に日程第4、第28号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第28号議案「足立区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第28号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長 お手元資料13ページの第28号議案説明資料をご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

行政手続きの簡素化を図るため、学校施設使用料免除申請書における申請者の押印を廃止いたします。

施設使用料の免除は、区や教育委員会が学校施設を使用する場合の他、身体障がい者や65歳以上の方が使用する場合などがございます。施行年月日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第28号議案についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第28号議案「足立区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第29号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 第29号議案です。説明資料23ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今般、全ての3歳から5歳の方の副食費を無償とするにあたり、関連の条例を改正してきたところでございます。これに伴い、本規則にある一部の方を対象としていた免除規定は必要がなくなりましたので、規定を削除いたします。

さらに、特別保育、預かり保育においての食事やおやつ代についても、同様の規定があるので削除いたします。施行年月日は公布の日からでございます。

ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第29号議案についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第29号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に日程第5、第29号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第29号議案



○教育長 次の日程第7、第31号議案から日程第9、第33号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書きによる、人事に関する件でありますので、非公開の会議とし

たいと思います。

お諮りいたします。第31号議案から第33号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本議案につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴人の方は、大変申し訳ございませんが、議場より退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

————— (非公開議案審議中) —————

(傍聴人着席)

—————◇—————

○教育長 次に日程第10、第34号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第10、第34号議案、「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」以上。

○教育長 第34号議案につきましては、事務局幹部職員の人事に関する案件ですので、私から説明をさせていただきます。

○教育長 資料40ページをご覧ください。第34号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」です。

はじめに転入ですが、4月1日付で本岡寛子教育指導部参事（教育改革担当）を命じます。次に、田中靖夫学校運営部参事（学校改築担当）を命じます。また、吉川正教育指導課長を命じます。千寿小学校校長からの転入です。

続いて、41ページになりますが、森田剛学校支援課長、臺富士夫学校施設課長、古川弘雄子ども家庭部子ども施設指導・支援担当課長を命じます。

これらは、いずれも教育委員会内部の人事異動です。それから、望月義実子ども家庭部子ども施設運営課長を命じます。産業振興課長からの転入です。

41ページ後段の2ですが、転出です。

山村研二教育指導部参事を免じます。山村部長につきましては、内閣府に異動されます。ありがとうございます。

それから、42ページになりますが、小坂裕紀教育指導課長は、荒川区内の学校長へ転出となります。ありがとうございます。

次に、渡辺隆史学校施設課長につきましては、建築安全課長へ転出となります。

私からの説明は以上です。

ただいまの34号議案について、これより審議に入ります。第34号議案についてご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

ないようですので、これより第34号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

—————◇—————

その他に何かございますか。

それでは、本日の審議はこれですべて終了いたしました。

さて、皆さまもご承知のとおり、小池委員が本日をもってご退任されることになりました。ここでご挨拶をいただきたいと思います。

小池委員、よろしくお願いいたします。

○小池委員 教育委員の小池です。4年間大変お世話になりました。教育委員として、保育園、幼稚園、そして小学校、中学校と様々な校種、

演習を拝見し、多くを勉強させていただきました。本当にありがとうございました。

足立区の教育行政が、0歳から15歳まできめ細かに取り組まれていることを改めて感じた4年間でした。足立区民を代表して感謝いたします。

4年間教育委員として学ばせていただいたことを、何かの形で足立区の子ども達のために還元したいと考えております。

今、コロナウイルス対策等で大変な時期だとは思いますが、今後も足立区の子ども達のためにご尽力いただければと思います。

そして、今回転出される職員の皆様も、足立区の子ども達のためにありがとうございました。新しい職場、立場でもご活躍いただければと思います。本当にありがとうございました。

○教育長 小池委員ありがとうございました。私からも、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

私は5年間教育長を務めておりますが、その内の4年間をご一緒させていただきました。

その間、教育委員会は随分変わったと外部の方からおっしゃっていただきました。

これは、教育委員の方々が動き、様々な話を受け、その1つ1つが改善に繋がり、保育園、幼稚園、小・中学校の学ぶ力に非常に大きな貢献をされてきたからだと思います。

小池委員が退任されて、後ろ盾を失くすのを大変寂しく感じますが、是非、何らかの形で引き続きお力添えいただければと思います。今後ともどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

そのほかに何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第2回足立区教育委員会臨時会を閉会致します。

お疲れさまでした。

午後3時22分閉会

令和 2 年 第 2 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和 2 年 3 月 3 1 日 火曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 2 5 号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……	2
日程第 2 第 2 6 号議案 足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等 に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……	6
日程第 3 第 2 7 号議案 足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる 場合の基準に関する規則の一部を改正する規則……	9
日程第 4 第 2 8 号議案 足立区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則…	1 2
日程第 5 第 2 9 号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負 担に関する条例施行規則の一部を改正する規則……	1 5
日程第 6 第 3 0 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 施行規則等を廃止する規則……	3 7
日程第 7 第 3 1 号議案 足立区青少年委員の委嘱について……	別冊
日程第 8 第 3 2 号議案 足立区子ども施設指定管理者等選定審査会委員の委嘱及び任 命について……	別冊
日程第 9 第 3 3 号議案 足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会委員の委嘱及 び任命について……	別冊
日程第 1 0 第 3 4 号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について……	4 0

第 2 5 号議案

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会事務局組織規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表子ども家庭部の部子ども施設入園課の款 4 の項を次のよ
うに改める。

4 認可外保育施設等利用給付に関すること。

第 3 条の表子ども家庭部の部子ども施設入園課の款 5 の項を同款 6
の項とし、同款 4 の項の次に次のように加える。

5 未就学児童施設入所者管理システムに関すること。

第 3 条の表待機児対策室長の部 1 の項を次のように改める。

1 保育定数の需要調整についての計画策定に関すること。

第 3 条の表待機児対策室長の部中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、
4 の項から 6 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同部子ども施設整備課の款
4 の項中「室の」を「室長の担当事務の」に改め、同款 5 の項を削る。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教育委員会事務局の組織改正に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 2 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	教育委員会事務局の組織改正に伴い、以下のとおり足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。 1 主な改正内容（詳細は、別紙新旧対照表のとおり） 子ども家庭部 ① 子ども施設入園課の分掌事務中、「子ども・子育て支援システム等に関すること。」を「認可外保育施設等利用給付に関すること。」に改め、「未就学児童施設入所者管理システムに関すること。」を規定する。 ② 待機児対策室長の分掌事務中、「保育定数の計画に関すること。」を「保育定数の需給調整についての計画策定に関すること。」に改め、「待機児童解消アクションプランに関すること。」を削除する。 ③ 子ども施設整備課の分掌事務中、「室の調整管理に関すること。」を「室長の担当事務の調整管理に関すること。」に改め、「室内他の課及び係に属しないこと。」を削除する。 2 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
今 後 の 方 針	

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
第1条 (省略)	第1条 (現行のとおり)
第2条 (省略) (分掌事務及び担当事務)	第2条 (現行のとおり) (分掌事務及び担当事務)
第3条 前条第1項の部の分掌事務、次条第2項に規定する室長の担当事務及び課等の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 前条第1項の部の分掌事務、次条第2項に規定する室長の担当事務及び課等の分掌事務は、次のとおりとする。
教育指導部 (省略)	教育指導部 (現行のとおり)
教育政策課 (省略)	教育政策課 (現行のとおり)
学力定着推進課 (省略)	学力定着推進課 (現行のとおり)
教育指導課 (省略)	教育指導課 (現行のとおり)
就学前教育推進課 (省略)	就学前教育推進課 (現行のとおり)
学校運営部 (省略)	学校運営部 (現行のとおり)
学校支援課 (省略)	学校支援課 (現行のとおり)
学校施設課 (省略)	学校施設課 (現行のとおり)
学務課 (省略)	学務課 (現行のとおり)
子ども家庭部 (省略)	子ども家庭部 (現行のとおり)
子ども政策課 (省略)	子ども政策課 (現行のとおり)
子ども施設運営課 (省略)	子ども施設運営課 (現行のとおり)
子ども施設入園課	子ども施設入園課 (現行のとおり)
1～3 (省略)	1～3 (現行のとおり)
<u>4 子ども・子育て支援システム等に関すること。</u>	<u>4 認可外保育施設等利用給付に関すること。</u>
<u>5 保育コンシェルジュ事業に関すること。</u>	<u>5 未就学児童施設入所者管理システムに関すること。</u>
	<u>6 保育コンシェルジュ事業に関すること。</u>
青少年課 (省略)	青少年課 (現行のとおり)
待機児対策室長	待機児対策室長
<u>1 保育定数の計画に関すること。</u>	<u>1 保育定数の需給調整についての計画策定に関すること。</u>
<u>2 待機児童解消アクションプランに関すること。</u>	<u>2 待機児童解消対策の調整に関すること。</u>

改正前	改正後
<u>3 待機児童解消対策の調整に関すること。</u> <u>4 保育施設等の整備に関すること。</u> <u>5 保育士確保対策に関すること。</u> <u>6 私立認可保育所に関すること。</u> 子ども施設整備課 1 から 3 （省略） 4 <u>室の調整管理</u> に関すること。 <u>5 室内他の課及び係に属しないこと。</u> 第 4 条から第 1 1 条（省略）	<u>3 保育施設等の整備に関すること。</u> <u>4 保育士確保対策に関すること。</u> <u>5 私立認可保育所に関すること。</u> 子ども施設整備課 1 から 3 （現行のとおり） 4 <u>室長の担当事務の調整管理</u> に関すること。 <u>5 （削除）</u> 第 4 条から第 1 1 条（現行のとおり） <u>付 則</u> <u>この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 2 6 号議案

足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係
る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係
る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事
務の委任に関する規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 2 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 3 条中「及び足立区教育職員」を削る。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 2 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。 1 改正の概要 幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規定を削除する。 2 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日 3 新旧対照表 別紙のとおり。
今 後 の 方 針	

足立区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
(職員の定義) 第2条 この規則において、次に掲げる職員の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>足立区教育職員 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年足立区条例第59号）第2条に規定する幼稚園教育職員</u> (3) (略) (足立区学校職員及び足立区教育職員に係る教育長委任事項) 第3条 足立区学校職員及び足立区教育職員に係る次に掲げる事項は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 (1) ～ (15) (略)	(職員の定義) 第2条 この規則において、次に掲げる職員の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (2) (略) (足立区学校職員に係る教育長委任事項) 第3条 足立区学校職員に係る次に掲げる事項は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。 (1) ～ (15) (略) <u>付 則</u> <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u>

第 2 7 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表原因の欄中「による交通の制限又は遮断」を「及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）による停留」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和 2 年特別区人事委員会規則第 2 号）の施行の日から適用する。

（提案理由）

特別区人事委員会規則の改正に伴い、改正の趣旨に沿って規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 7 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を次のように改正する。 1 改正の概要 総務省より「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」が通知されたことに伴い、特別区人事委員会規則「任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則」が公布されたため、幼稚園教育職員についても同様に規定の整備を行う。 2 施行年月日 公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和 2 年特別区人事委員会規則第 2 号）の施行の日（令和 2 年 3 月 2 日）から適用する。 3 新旧対照表 別紙のとおり。
今 後 の 方 針	

足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
原因	承認を与える日又は時間	原因	承認を与える日又は時間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める日又は時間	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留	その都度必要と認める日又は時間
2～14 （略）	（略）	2～14 （略）	（略）
備考 （略）		備考 （略）	
		付 則 この規則は、公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和二年特別区人事委員会規則第二号）の施行の日から適用する。	

第 28 号議案

足立区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
足立区立学校施設使用条例施行規則（平成 4 年教育委員会規則第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 号様式中「印」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校施設使用料の免除申請に係る押印を廃止する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 2 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	学校運営部学校施設課
内 容	1 改正の理由 今般、行政手続きの簡素化を全庁的に検討した結果、押印の廃止が可能な各種申請書等について所要の改正を行うこととなったため。 2 主な改正内容 学校施設使用料免除申請書（第 5 号様式）に定める申請者欄の印を削除する。 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今 後 の 方 針	申請者に対し漏れなく周知し、区立学校使用の手続きの簡素化を図っていく。

足立区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前

第5号様式（第4条関係）

第5号様式(第4条関係)

決	部 長	課 長	係 長	係 員
裁				

No.
受付月日
決裁月日

学校施設使用料免除申請書	
足立区教育委員会	
年 月 日	
住所 申請者 氏名 (使用責任者) 電話	
印	
下記の理由により使用料を免除願います。	
使用学校名	足立区立 学校
使用日時	年 月 日() 1 午前 (9:00～12:00) 2 午後(1) (12:00～15:00) 3 午後(2) (15:00～18:00) 4 夜間 (18:00～21:00) 5 全日 (9:00～21:00)
使用団体名及び使用責任者住所・氏名	参加予定人員 名
使用目的 (具体的に)	
使用施設	1 体育館 2 校庭 3 教室(室) 4 多目的室
使用料の免除の理由	1 区又は委員会が使用するとき。 2 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者福祉手帳を交付されている者及びその介護者が使用するとき。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。 3 中学生以下又は65歳以上の者が使用するとき。 4 官公署又は公共的団体が公共のため使用する場合で、委員会が適当と認めるとき。
※備考	
※使用料免除基準	足立区立学校施設使用条例施行規則第4条()により免除すること といたしたい。
※使用料免除の額	円

※欄は記入しないで下さい。

改正後

第5号様式（第4条関係）

第5号様式(第4条関係)

決	部 長	課 長	係 長	係 員
裁				

No.
受付月日
決裁月日

学校施設使用料免除申請書	
足立区教育委員会	
年 月 日	
住所 申請者 氏名 (使用責任者) 電話	
印	
下記の理由により使用料を免除願います。	
使用学校名	足立区立 学校
使用日時	年 月 日() 1 午前 (9:00～12:00) 2 午後(1) (12:00～15:00) 3 午後(2) (15:00～18:00) 4 夜間 (18:00～21:00) 5 全日 (9:00～21:00)
使用団体名及び使用責任者住所・氏名	参加予定人員 名
使用目的 (具体的に)	
使用施設	1 体育館 2 校庭 3 教室(室) 4 多目的室
使用料の免除の理由	1 区又は委員会が使用するとき。 2 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者福祉手帳を交付されている者及びその介護者が使用するとき。ただし、介護者については、各手帳の所持者に対し1名とする。 3 中学生以下又は65歳以上の者が使用するとき。 4 官公署又は公共的団体が公共のため使用する場合で、委員会が適当と認めるとき。
※備考	
※使用料免除基準	足立区立学校施設使用条例施行規則第4条()により免除すること といたしたい。
※使用料免除の額	円

※欄は記入しないで下さい。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 29 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に
関する条例施行規則（平成 27 年足立区教育委員会規則第 17 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条第 1 項中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同条
第 2 項中「、1 号認定子どもにあっては B 階層（特別区（市町村）民税
均等割課税世帯に限る。）及び C 階層、2 号若しくは 3 号認定こどもに
あっては C 階層及び」を「2 号又は 3 号教育・保育給付認定子ども（法
第 19 条第 1 項第 2 号に係るものにおいて、3 歳到達後の最初の 3 月
31 日までの間にある者に限る。）かつ」に改め、同条第 4 項中「第 9
条」を「第 8 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条を削り、第 7 条を
第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条中「及び別表第 3」を削り、
同条を第 7 条とし、第 10 条を第 8 条とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

2 号又は 3 号教育・保育給付認定子ども（法第 19 条第 1 項第 2 号に
係るものにおいて、3 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
に限る。）

階層区分	条 件 番 号	条 件	適用される額（附加基準は適 用しない）
------	------------	-----	------------------------

D 階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月分のみ）	
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	A階層に適用する額	
	3	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度又は当該年度分の特別区（市町村）民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	① C階層についてはB階層に適用する額 ② Dの1及び2階層についてはC階層に適用する額 ③ Dの3階層以上については3階層低位に適用する額	
	4	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。	特別区（市町村）民税所得割額（4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分のものとし、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分のものと	仮定特別区（市町村）民税所得割額＝特別区（市町村）民税所得割額－（損害金額－保険金等で補てんされる金額－前年の所得額の10分の1）×階層ごとに次定める値 ① Dの1から8

		する。以下同じ 。) を右記の算 式のとおり仮 定し、仮定した 特別区(市町村) 民税所得割額 に対応する階 層に適用され る額(仮定特別 区(市町村) 民 税所得割額が 0 円以下のと きは B 階層に 適用する額)	階層 0.3 ② D の 9 から 1 3 階層 0.25 ③ D の 14 から 16 階層 0.2 ④ D の 17 から 19 階層 0.15 ⑤ D の 20 階層 以上 0.1
5	その年に前年の所得額の 100 分の 5 又は地方税法 に定める最高限度額を超 える医療費(保険金等で 補てんされる金額を控除 する。)を支出したとき(医療費の認定及びその範 囲は地方税法の例による 。) 。		仮定特別区(市 町村) 民税所得 割額 = { 特別区 (市町村) 民税 所得割額 - { 支 払った医療費 - 保険金等で 補てんされる 金額 - 特別区(市町村) 民税額 の 100 分の 5 (当該金額が地 方税法に定め る最高限度額

			を超える場合にはその最高限度額) } ×階層ごとに次に定める値 ① D の 1 から 8 階層 0.3 ② D の 9 から 13 階層 0.25 ③ D の 14 から 16 階層 0.2 ④ D の 17 から 19 階層 0.15 ⑤ D の 20 階層以上 0.1
6	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。		仮定特別区(市町村)民税所得割額 = 特別区(市町村)民税所得割額 - (扶養控除額 × 増加人員) × 階層ごとに次に定め

			る 値 ① D の 1 から 8 階 層 0. 3 ② D の 9 から 1 3 階 層 0. 25 ③ D の 14 から 16 階 層 0. 2 ④ D の 17 から 19 階 層 0. 15 ⑤ D の 20 階 層 以 上 0. 1
7	その年の主たる稼働者が失業したとき。		仮定特別区(市町村)民税所得割額＝(その世帯の特別区(市町村)民税所得割額－その者の特別区(市町村)民税所得割額＋退職所得に係る特別区(市町村)民税額)

	8	その世帯の前 3 箇月の平均収入額（賞与を除く。）が前年の平均収入月額（賞与を除く。）より 1 割以上低額と認められるとき。	1 階層低位に適用する額（1 階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額） ※適用期間は 3 箇月を限度とする。
D 階層（ただし、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第 15 号）による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第 6 条の	9	生計を一にする世帯に 2 人以上の小学校就学前子どもがいて、当該小学校就学前子どもらのうち年長の子どもが幼稚園（特定教育・保育施設を除く。）、特別支援学校の幼稚部、若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通い、在学し、若しくは在籍し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている場合で、当該小学校就学前子どもらのうち年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。	旧条例第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に準じ、算定した額

3 第 2 項 から 第 4 項 まで に 該 当 す る 世 帯 を 除 く。)			
D 階 層	10	条件番号 1 から 9 までの 各号により難いもので、 教育委員会が特に調査の うえ必要と認めたとき。	2 階層低位に適用する額の範 囲内で認定した額（2 階層低 位に適用してもなお減額され ない場合は最初に減額される まで順次低位に適用する額）

備考

この表の条件番号 6 における仮定特別区（市町村）民税所得割額の算出に用いる扶養控除額は、地方税法に定める扶養控除額を適用する。ただし、同法に扶養控除額の定めがない扶養親族に係る控除額は、33 万円とする。

別表第 2 中「第 9 条」を「第 7 条」に改め、別表第 3 を削る。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、令和 2 年 4 月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、令和 2 年 3 月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和 2 年 4 月 1 日から、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の 3 歳から 5 歳児の食材料費相当（副食費）の費用を無償

とするため、この規則案を提出いたします。

第 2 9 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する 条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課
内 容	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。 1 改正の理由 令和 2 年 4 月 1 日付、「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例」及び「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の改正に伴い、利用者負担に関する条例施行規則を改正する必要があるため。 2 主な内容（詳細は、別紙、新旧対照表のとおり） （1）区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設の 3 歳から 5 歳児の食材料費相当（副食費）の費用を無償とするため、食材料費相当（副食費）の費用に関する免除規定を削除する。 （2）特別保育（預かり保育）の長期休業中において、食事及び間食（おやつ等）の提供を受けた際の費用の規定を削除する。 3 施行年月日 公布の日から施行する。
今 後 の 方 針	区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則 平成27年4月1日教育委員会規則第17号 改正 平成28年3月15日教育委員会規則第7号 平成28年3月31日教育委員会規則第12号 平成28年7月21日教育委員会規則第15号 令和元年10月15日教育委員会規則第17号 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則を公布する。 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則 第1条～第3条 （省略） <u>（利用者負担額の納入）</u> <u>第4条 条例第7条に定める区が設置する特定教育・保育施設のうち、区立認定こども園（短時間利用）の給食費については、8月は納付を要しない。</u> <u>（利用者負担の減免）</u> <u>第5条 条例第9条の規定による利用者負担の減額は、別表第1に定めるところによる。</u> 2 前項に規定するもののほか、減免の申請に係る教育・保育給付認定子どもが、<u>1号認定子どもにあつてはB階層（特別区（市町村）民税均等割課税</u>	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則 平成27年4月1日教育委員会規則第17号 改正 平成28年3月15日教育委員会規則第7号 平成28年3月31日教育委員会規則第12号 平成28年7月21日教育委員会規則第15号 令和元年10月15日教育委員会規則第17号 <u>令和2年月日教育委員会規則第号</u> 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則を公布する。 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則 第1条～第3条 （現行のとおり） <u>第4条 （削除）</u> <u>（利用者負担の減免）</u> <u>第4条 条例第8条の規定による利用者負担の減額は、別表第1に定めるところによる。</u> 2 前項に規定するもののほか、減免の申請に係る教育・保育給付認定子どもが<u>2号又は3号教育・保育給付認定子ども（法第19条第1項第2号に係</u>

改 正 前	改 正 後
世帯に限る。) 及びC階層、2号若しくは3号認定こどもにあってはC階層及びD階層である場合であって、利用者が次に掲げる者であるときの利用者負担額の減額は、当該各号に定めるところにより算定して得られた特別区(市町村) 民税(当該申請に係る利用者負担が4月から8月までの月分にあつては前年度分のものとし、9月から翌年3月までの月分にあつては当該年度分のものとする。) に対応する階層に適用される額に減額する。	<u>るもの</u>にあつては、<u>3歳到達後の最初の3月31日までの間にある者に限る。</u>) <u>かつ</u>D階層である場合であって、利用者が次に掲げる者であるときの利用者負担額の減額は、当該各号に定めるところにより算定して得られた特別区(市町村) 民税(当該申請に係る利用者負担が4月から8月までの月分にあつては前年度分のものとし、9月から翌年3月までの月分にあつては当該年度分のものとする。) に対応する階層に適用される額に減額する。
(1) 地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となったことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族(子に限る。) 又はその者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、同イに該当する者 当該者を同号イに定める寡婦とみなして、同法に定める特別区(市町村) 民税を算定して得られた額	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となったことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族(子に限る。) 又はその者と生計を一にする親族(子に限る。)」と読み替えた場合において、同イに該当する者 当該者を同号イに定める寡婦とみなして、同法に定める特別区(市町村) 民税を算定して得られた額
(2) 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となったことのある男子」と読み替えた場合において、同号に該当する者 当該者を同号に定める寡夫とみなして、同法に定める特別区(市町村) 民税を算定して得られた額	(2) 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となったことのある男子」と読み替えた場合において、同号に該当する者 当該者を同号に定める寡夫とみなして、同法に定める特別区(市町村) 民税を算定して得られた額
3 前項の規定の適用を受ける者の第1項の規定の適用については、前項の規定を適用した後の階層区分及び特別区(市町村) 民税額を、当該者の階層区分及び特別区(市町村) 民税額とみなして、別表第1及び別表第2の規定を適用する。	3 前項の規定の適用を受ける者の第1項の規定の適用については、前項の規定を適用した後の階層区分及び特別区(市町村) 民税額を、当該者の階層区分及び特別区(市町村) 民税額とみなして、別表第1及び別表第2の規定を適用する。
4 条例第<u>9</u>条の規定による利用者負担の免除は、教育・保育給付認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原	4 条例第<u>8</u>条の規定による利用者負担の免除は、教育・保育給付認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原

改正前	改正後
則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。 <u>(食事の提供に要する費用の免除)</u>	則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。
<u>第6条 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第55号。以下この項において「運営に関する基準条例」という。）第13条第4項第3号カに規定する食事の提供は、次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 第5条の規定による利用者負担の減額後の利用者負担額が月額4,500円を下回る場合における食事の提供</u> <u>(2) 次に掲げる者が同一の世帯に3人以上いる場合に対する副食の提供（運営に関する基準条例第13条第4項第3号ア及びイに該当するものを除く。）</u> <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）に該当する教育・保育給付認定子ども 特定被監護者等のうち最年長者から3番目以降の子どもである者</u> <u>2 前項の規定を適用する期間は、別表第1及び別に定めるところによる。</u>	<u>第6条 （削除）</u>
<u>第7条～第8条 （省略）</u> <u>(食事又は間食の費用)</u> <u>第9条 条例別表第5及び別表第6に規定する規則で定める額は、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。</u>	<u>第5条～第6条 （内容は現行とおりで2条ずつ繰り上げる）</u> <u>(食事又は間食の費用)</u> <u>第7条 条例別表第5及び別表第6に規定する規則で定める額は、別表第2及び別表第3（削除）に定めるとおりとする。</u>

改 正 前	改 正 後
第10条 （省略） 付 則 （施行期日） 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 （利用者負担額の減額に係る調整） 2 条例付則第2条から第7条までの規定による措置の適用を受けている利用者に係る利用者負担額（以下「措置による負担額」という。）が、措置を適用せず、かつ、第5条第1項の規定による減額を適用した場合の利用者負担額（以下「減額による負担額」という。）を下回ったときは、同項の規定による減額を適用しない。 3 第5条第1項の規定にかかわらず、措置による負担額が、減額による負担額を上回ったときは、措置による負担額から減額による負担額を減じて得た額を同項の規定による減額の額として適用する。 （足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正） 4 足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） （足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正） 5 足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付 則（平成28年3月15日教委規則第7号） （施行期日） 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則第5条の規定は、平成28年4月以後の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施	第8条 （現行とおり） 付 則 （施行期日） 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 （利用者負担額の減額に係る調整） 2 条例付則第2条から第7条までの規定による措置の適用を受けている利用者に係る利用者負担額（以下「措置による負担額」という。）が、措置を適用せず、かつ、第5条第1項の規定による減額を適用した場合の利用者負担額（以下「減額による負担額」という。）を下回ったときは、同項の規定による減額を適用しない。 3 第5条第1項の規定にかかわらず、措置による負担額が、減額による負担額を上回ったときは、措置による負担額から減額による負担額を減じて得た額を同項の規定による減額の額として適用する。 （足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正） 4 足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） （足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正） 5 足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付 則（平成28年3月15日教委規則第7号） （施行期日） 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則第5条の規定は、平成28年4月以後の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施

改 正 前	改 正 後
設の利用に係る利用者負担額について適用し、同年３月以前の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。 付 則（平成28年３月31日教委規則第12号） この規則は、平成28年４月１日から施行する。 付 則（平成28年７月21日教委規則第15号） （施行期日等） １ この規則は、公布の日から施行する。 ２ 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、平成28年４月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、平成28年３月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。 付 則（令和元年10月15日教育委員会規則第17号） （施行期日等） １ この規則は、公布の日から施行する。 ２ 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、令和元年10月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、令和元年９月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。	設の利用に係る利用者負担額について適用し、同年３月以前の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。 付 則（平成28年３月31日教委規則第12号） この規則は、平成28年４月１日から施行する。 付 則（平成28年７月21日教委規則第15号） （施行期日等） １ この規則は、公布の日から施行する。 ２ 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、平成28年４月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、平成28年３月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。 付 則（令和元年10月15日教育委員会規則第17号） （施行期日等） １ この規則は、公布の日から施行する。 ２ 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、令和元年10月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、令和元年９月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。 <u>付 則（令和２年 月 日教育委員会規則第 号）</u> <u>（施行期日等）</u> <u>１ この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>２ 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、令和２年４月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、令和２年３月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。</u>

改 正 前				改 正 後			
別表第 1（第 5 条関係） <u>2 号又は 3 号認定子ども</u>				別表第 1（第 4 条関係） <u>2 号又は 3 号教育・保育給付認定子ども（法第 19 条第 1 項第 2 号に係るもの</u> <u>にあつては、3 歳到達後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者に限る。）</u>			
階層区分	条 件 番号	条 件	適用される額（附加基準は 適用しない）	階層区分	条 件 番号	条 件	適用される額（附加基準は 適用しない）
B 階層、C 階層及び D 階層	1	生活保護法による保護 を受けたとき。	A 階層に適用する額（当月 分のみ）	D 階層	1	生活保護法による保護 を受けたとき。	A 階層に適用する額（当月 分のみ）
	2	その世帯の収入額が生 活保護法による基準に 満たないとき。	A 階層に適用する額		2	その世帯の収入額が生 活保護法による基準に 満たないとき。	A 階層に適用する額
C 階層及び D 階層	3	地方税法第 15 条又は課 税団体の条例において 前年度又は当該年度分 の特別区（市町村）民税 の徴収を猶予され、又は 納期を延期されたとき。	① C 階層については B 階 層に適用する額 ② D の 1 及び 2 階層につ いては C 階層に適用する 額 ③ D の 3 階層以上につい ては 3 階層低位に適用す る額		3	地方税法第 15 条又は課 税団体の条例において 前年度又は当該年度分 の特別区（市町村）民税 の徴収を猶予され、又は 納期を延期されたとき。	① C 階層については B 階 層に適用する額 ② D の 1 及び 2 階層につ いては C 階層に適用する 額 ③ D の 3 階層以上につい ては 3 階層低位に適用す る額
B 階層及び C 階層	4	その年に前年の所得額 の 10 分の 1 を超える災 害又は盗難若しくは横 領による損失（損害保険 金等で補てんされる金 額を控除する。）を生じ	① B 階層については A 階 層に適用する額 ② C 階層については B 階 層に適用する額	<u>(削除)</u>	<u>4</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

改 正 前				改 正 後			
			たとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。				
		<u>5</u>	その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。）。			<u>5</u>	<u>（削除）</u>
		<u>6</u>	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。			<u>6</u>	<u>（削除）</u>
D階層	<u>7</u>	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。	特別区（市町村）民税所得割額（4月から8月までの特別区（市町村）民税所得割額にあっては前年度分の利用者負担額の10分の1）×		<u>4</u>	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。	特別区（市町村）民税所得割額（4月から8月までの特別区（市町村）民税所得割額にあっては前年度分の利用者負担額の10分の1）×

改 正 前					改 正 後				
				担額にあっては当該年度分のものとす。以下同じ。)を右記の算式のとおり仮定し、仮定した特別区(市町村)民税所得割額に対応する階層に適用される額(仮定特別区(市町村)民税所得割額が0円以下のときはB階層に				担額にあっては当該年度分のものとす。以下同じ。)を右記の算式のとおり仮定し、仮定した特別区(市町村)民税所得割額に対応する階層に適用される額(仮定特別区(市町村)民税所得割額が0円以下のときはB階層に	
		8	その年に前年の所得額適用する額)の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。)	仮定特別区(市町村)民税所得割額＝{特別区(市町村)民税所得割額－{支払った医療費－保険金等で補てんされる金額－特別区(市町村)民		5	その年に前年の所得額適用する額)の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。)	仮定特別区(市町村)民税所得割額＝{特別区(市町村)民税所得割額－{支払った医療費－保険金等で補てんされる金額－特別区(市町村)民	

改 正 前					改 正 後				
				税 額 の 100 分 の 5 (当該金 額が地方税法 に定める最高 限度額を超え る場合にはそ の 最 高 限 度 額)}×階層ご とに次に定め る値 ①Dの1から 8階層 0.3 ②Dの9から 13階層 0.25 ③Dの14から 16階層 0.2 ④Dの17から 19階層 0.15 ⑤Dの20階層 以上 0.1					税 額 の 100 分 の 5 (当該金 額が地方税法 に定める最高 限度額を超え る場合にはそ の 最 高 限 度 額)}×階層ご とに次に定め る値 ①Dの1から 8階層 0.3 ②Dの9から 13階層 0.25 ③Dの14から 16階層 0.2 ④Dの17から 19階層 0.15 ⑤Dの20階層 以上 0.1
		<u>9</u>	その年に稼働能力のな い世帯員が増加したと き。	仮 定 特 別 区 (市町村) 民 税所得割額＝		<u>6</u>	その年に稼働能力のな い世帯員が増加したと き。	仮 定 特 別 区 (市町村) 民 税所得割額＝	

改 正 前					改 正 後				
				特別区（市町村）民税所得割額－（扶養控除額×増加人員）×階層ごとに次に定める値 ①Dの1から8階層 0.3 ②Dの9から13階層 0.25 ③Dの14から16階層 0.2 ④Dの17から19階層 0.15 ⑤Dの20階層以上 0.1					特別区（市町村）民税所得割額－（扶養控除額×増加人員）×階層ごとに次に定める値 ①Dの1から8階層 0.3 ②Dの9から13階層 0.25 ③Dの14から16階層 0.2 ④Dの17から19階層 0.15 ⑤Dの20階層以上 0.1
		10	その年の主たる稼働者が失業したとき。	仮 定 特 別 区（市町村）民税所得割額＝（その世帯の特別区（市町村）民税所得		7	その年の主たる稼働者が失業したとき。	仮 定 特 別 区（市町村）民税所得割額＝（その世帯の特別区（市町村）民税所得	

改 正 前					改 正 後				
				割額－その者の特別区（市町村）民税所得割額＋退職所得に係る特別区（市町村）民税額）					割額－その者の特別区（市町村）民税所得割額＋退職所得に係る特別区（市町村）民税額）
<u>B階層、C階層及びD階層</u>	<u>11</u>	その世帯の前3箇月の平均収入額（賞与を除く。）が前年の平均収入額（賞与を除く。）より1割以上低額と認められるとき。	1階層低位に適用する額（1階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額） ※適用期間は3箇月を限度とする。			<u>8</u>	その世帯の前3箇月の平均収入額（賞与を除く。）が前年の平均収入額（賞与を除く。）より1割以上低額と認められるとき。	1階層低位に適用する額（1階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額） ※適用期間は3箇月を限度とする。	
D階層（ただし、条例第6条の3第2項から第4項までに該当する世帯を除く。）	<u>12</u>	生計を一にする世帯に2人以上の小学校就学前子どもがいて、当該小学校就学前子どものうち年長の子どもが幼稚園（特定教育・保育施設を除く。）、特別支援学校の幼稚部、若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通い、在学し、若しくは在籍し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている場合で、当該小	条例第5条第1項及び第3項の規定に準じ、算定した額		D階層（ただし、 <u>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第15号）</u>	<u>9</u>	生計を一にする世帯に2人以上の小学校就学前子どもがいて、当該小学校就学前子どものうち年長の子どもが幼稚園（特定教育・保育施設を除く。）、特別支援学校の幼稚部、若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通い、在学し、若しくは在籍し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている場合で、当該小	<u>旧条例</u> 第5条第1項及び第3項の規定に準じ、算定した額	

改 正 前				改 正 後			
			学校就学前子どもらのうち年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。				
<u>B階層、C階層及びD階層</u>	<u>13</u>	条件番号 1 から12までの各号により難いもの	2階層低位に適用する額の範囲内で認定した額（2階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額）	<u>による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第6条の3第2項から第4項までに該当する世帯を除く。）</u>		学校就学前子どもらのうち年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。	
				D階層	<u>10</u>	条件番号 1 から <u>9</u> までの各号により難いもの	2階層低位に適用する額の範囲内で認定した額（2階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額）
備考 この表の条件番号 <u>9</u> における仮定特別区（市町村）民税所得割額の算出に用いる扶養控除額は、地方税法に定める扶養控除額を適用する。ただし、同法に扶養控除額の定めがない扶養親族に係る控除額は、33万円とする。				備考 この表の条件番号 <u>6</u> における仮定特別区（市町村）民税所得割額の算出に用いる扶養控除額は、地方税法に定める扶養控除額を適用する。ただし、同法に扶養控除額の定めがない扶養親族に係る控除額は、33万円とする。			
別表第 2（第 <u>9</u> 条関係）（省略）				別表第 2（第 <u>7</u> 条関係）（現行のとおり）			
<u>別表第 3（第 9 条関係）</u>				<u>別表第 3（第 9 条関係）</u> 削除			

改 正 前					改 正 後				
<u>特 別 保 育区分</u>	<u>実施時期</u>	<u>預かり保育 時間</u>	<u>内 容</u>	<u>1 食当 たりの 負担額</u>					
<u>預 か り 保 育</u>	<u>長期休業中</u>	<u>午前 9 時か ら午後 2 時 まで</u>	<u>食事に要す る費用</u>	<u>250円</u>					
		<u>午前 9 時か ら午後 5 時 まで</u>	<u>食事に要す る費用</u>	<u>250円</u>					
			<u>間食に要す る費用</u>	<u>50円</u>					

第 30 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等を廃止する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 40 号）
- (2) 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 29 号）
- (3) 足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 41 号）
- (4) 足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 42 号）
- (5) 足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 30 号）
- (6) 足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 31 号）
- (7) 足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 32 号）
- (8) 足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 33 号）
- (9) 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 1

2 年足立区教育委員会規則第 3 4 号)

(1 0) 足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則 (平成
1 2 年足立区教育委員会規則第 3 5 号)

(1 1) 足立区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関
する規則 (平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 3 6 号)

(1 2) 足立区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則
(平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 3 7 号)

(1 3) 足立区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則
(平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 3 8 号)

(1 4) 足立区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則 (平
成 1 2 年足立区教育委員会規則第 3 9 号)

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この規則案を提出いたします。

第 3 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等を廃止する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	1 概要 幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、幼稚園教育職員に係る規則を廃止する。 2 内容 下記の規則を廃止する。 (1) 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (2) 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 (3) 足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 (4) 足立区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則 (5) 足立区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 (6) 足立区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則 (7) 足立区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 (8) 足立区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 (9) 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則 (10) 足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則 (11) 足立区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 (12) 足立区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則 (13) 足立区幼稚園教育職員の休職者給与支給に関する規則 (14) 足立区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則 3 廃止年月日 令和 2 年 4 月 1 日
今後の方針	

第 3 4 号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

1 発令年月日 令和 2 年 4 月 1 日

(部長級)

氏 名 本 岡 寛 子

職 層 名 参 事

発令内容 教育指導部参事（教育改革担当）を命ずる
教育指導部就学前教育推進課長事務取扱を命ずる
教育指導部参事（教育改革担当）付副参事（教育改革
担当）事務取扱を命ずる

氏 名 田 中 靖 夫

職 層 名 参 事

発令内容 学校運営部参事（学校改築担当）を命ずる
学校運営部参事（学校改築担当）付副参事（学校改築
担当）事務取扱を命ずる

(課長級)

氏 名 吉 川 正

職 層 名 副参事

発令内容 教育指導部教育指導課長を命ずる

氏 名 森 田 剛

職 層 名 副参事

発令内容 学校運営部学校支援課長【統括課長】を命ずる

氏 名 臺 富士夫

職 層 名 副参事

発令内容 学校運営部学校施設課長を命ずる

氏 名 古 川 弘 雄

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部副参事（子ども施設指導・支援担当）を命ずる

氏 名 望 月 義 実

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部子ども施設運営課長を命ずる

2 発令年月日 令和2年3月31日

（部長級）

氏 名 山 村 研 二

職 層 名 参 事

発令内容 教育指導部参事（教育改革担当）を免ずる

教育指導部就学前教育推進課長事務取扱を解く

教育指導部参事（教育改革担当）付副参事（教育改革担当）事務取扱を解く

子ども家庭部副参事（子ども施設指導・支援担当）事

務取扱を解く

(課長級)

氏 名 小 坂 裕 紀

職 層 名 副参事

発令内容 教育指導部教育指導課長を免ずる

氏 名 渡 辺 隆 史

職 層 名 副参事

発令内容 学校運営部学校施設課長を免ずる

(提案理由)

令和2年4月1日付の区長部局幹部職員の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるので、この案を提出いたします。